

川崎市マンション管理組合登録・支援制度要綱第8条の規定に基づく  
子育て世帯や高齢者世帯等を対象とした相談員・講師等の派遣要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市マンション管理組合登録・支援制度要綱  
(以下「要綱」という。)の規定に基づき、子育て世帯や高齢者世帯  
等を対象とした相談員・講師等の派遣に関して必要な事項を定め  
るものとする。

(派遣手続)

第2条 要綱第5条第1項による登録を受けた管理組合(以下「登録  
管理組合」という。)の管理者等は、要綱第8条に基づき、子育て  
世帯、高齢者世帯等を対象とした相談員・講師等の派遣を受けよう  
とするときは、相談員・講師等派遣申込書(第1号様式)を市長に  
提出しなければならない。

2 登録管理組合は、遅くとも派遣希望日の2か月前までに、相談員・  
講師等派遣申込書を提出することとし、派遣内容について提出時に協  
議することとする。

3 市長は、前項の相談員・講師等派遣申込書を受理したときは、派  
遣内容をふまえた協議に基づき派遣が可能と判断し、相談員、講師  
もしくは派遣団体(以下「派遣団体等」という。)が決定された場  
合においてのみ、派遣団体等に派遣を依頼する。

4 派遣団体等は、派遣される相談員、講師について決まり次第、市  
長に回答しなければならない。

- 5 市長は、派遣申し込みをした登録管理組合に対し、派遣の可否、および、派遣が可能な場合は、派遣する相談員、講師について、決まり次第、速やかに連絡するものとする。
- 6 派遣を受けた登録管理組合は、相談員、講師等の派遣を受けて実施した事業の終了後速やかに、当該事業を実施したことがわかる書類を付して、相談員・講師等派遣事業実施報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の相談員・講師等派遣事業実施報告書を受領したときは、派遣団体等に対し、必要に応じて報償費を支払う。
- 8 第1項及び第6項の規定にかかわらず、派遣申込又は派遣事業実施報告を川崎市が提供する電子申請フォームにより行うときは、第1号様式及び第2号様式の提出に代えて、第1号様式及び第2号様式の内容をフォームに入力することにより行うことができる。

（委任）

第3条 この要領に定めるもののほか、事業を実施する上で必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和元年12月23日から施行する。
- 2 川崎市子育て等あんしんマンション認定制度要領（20川ま備第61号、平成20年4月25日）は廃止とする。本要領の施行の日前に、川崎市子育て等あんしんマンション認定制度要綱第3条により認定されたマンションについて、認定期間が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 3 日から施行する。